

補助金名	鳥取県文化芸術活動支援補助金
概要	本県の芸術・文化活動の一層の推進を図るため、県内に活動の本拠を置く芸術・文化団体が自主的・自発的に行う芸術・文化活動に対し支
補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く。)、印刷費、広告宣伝費、輸送料
補助の種別	直接補助
事業実施主体	NPO、個人 県内に活動の本拠を置く芸術家及び芸術・文化団体等
負担割合	県:1/2以内又は1/4 実施主体:1/2 その他:1/4 事業の波及効果が複数の市町村に及び場合は県が1/2以内とし、事業の波及効果が単独の市町村に限定される場合は、補助対象経費の1/4の額又は当該市町村からの助成額の
補助上限額	優れた芸術・文化活動支援事業(300千円(知事特認1,000千円) 刊行物発刊支援事業(100千円) 芸術・文化活動ステップアップ支援事業(100千円) 周年支援事業(100千円) 芸術・文化活動によるまちづくり支援事業(100千円)
申請期間	4月上旬頃
担当課	文化観光局 文化政策課 文化芸術担当 電話番号:0857-26-7133